

令和 2年 4月 8日

保護者の皆さまへ

大阪狭山市立南第三小学校  
校長 寺下 憲志

### 非常災害時における対応について（通知）

平素は、本校教育にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度にもご連絡いたしました。が、台風・地震発生時等の非常災害時の対応につきまして、下記の通り、追加・変更のお知らせをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1. 非常災害時対応の追加・変更点について

- ・ 自宅待機や臨時休業の要件となる暴風警報を、「台風による暴風警報」から、「すべての暴風警報」に変更しました。
- ・ 地震の対応について、これまでの「震度5強以上」から、「震度5弱以上」に変更しました。
- ・ 大阪府から「災害モード宣言」が発信された場合の対応を追加しました。

#### 2. 非常災害時の自宅待機・臨時休業等の対応について

##### (1) 午前10時まで自宅待機となる場合

◎午前7時現在、大阪狭山市に下記の警報が発表中の場合

- ・ 「暴風警報」
- ・ 「大雨特別警報」（※「大雨特別警報」から切り替わって発表された「大雨警報」を含みます。）
- ・ 台風による「大雨警報」（※台風の影響によらない「大雨警報」は除きます。）

##### (2) 自宅待機後に午前中授業となる場合

◎午前10時までに上記(1)の警報（大阪狭山市に発表・発令されていた「暴風警報」、「大雨特別警報」、台風による「大雨警報」）が解除された場合

※警報が解除された場合も、通学の危険が感じられる場合は登校させず、自宅待機させてください。また、3・4限の授業を行った後、給食を実施せず下校となりますので、ご家庭で昼食をご準備ください。

##### (3) 臨時休業となる場合

◎午前10時現在、上記(1)の警報（大阪狭山市に「暴風警報」、「大雨特別警報」、台風による「大雨警報」）が発表中の場合

◎前日の午後6時までに、大阪狭山市を含む大阪府域に台風による「災害モード宣言」が発信された場合

##### (4) 地震発生により臨時休業となる場合

◎「大阪狭山市」に震度5弱以上の地震が発生した場合

（大阪府域に地震による「災害モード宣言」が発信された場合は、市内の被害状況をふまえて、臨時休業や早期下校、学校待機等の対応を決定し、学校ホームページや保護者メール等でお知らせします。）